

議案第 25 号

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 20 条に規定する固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 20 条に規定する固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（平成 22 年小松島市条例第 32 号）の一部を別紙のように改正する。

平成 30 年 3 月 5 日提出

小松島市長 濱田 保徳

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条に規定する固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条に規定する固定資産税の課税免除に関する条例（平成22年小松島市条例第32号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

小松島市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条に規定する固定資産税の課税免除に関する条例

第1条中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に、「第20条」を「第25条」に改める。

第2条第1号中「法第5条第5項」を「法第4条第6項」に改め、「基本計画」の次に「(法第5条第1項の規定による変更の同意があったときは、その変更後のもの)」を加え、同条第2号中「承認企業立地計画」を「承認地域経済牽引事業計画」に、「法第14条第3項」を「法第13条第4項」に改め、「徳島県知事」の次に「又は同条第7項の規定により主務大臣」を加え、「企業立地に関する計画（法第15条第1項）」を「地域経済牽引事業に関する計画（法第14条第1項）」に改め、同条第3号を削り、同条第4号中「同意集積区域」を「促進区域」に、「法第4条第2項第2号の集積区域」を「法第4条第2項第1号に規定する区域」に改め、同号を同条第3号とし、同条に次の1号を加える。

(4) 地域経済牽引事業 促進区域における法第2条第1項に規定する事業をいう。

第3条中「承認企業立地計画」を「承認地域経済牽引事業計画」に、「特定事業」を「地域経済牽引事業」に、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法

律第25条の地方公共団体等を定める省令」に、「同意集積区域内」を「促進区域内」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律(平成29年法律第47号。以下「改正法」という。)の施行前に改正法による改正前の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成19年法律第40号)第14条第3項の規定による承認(同法第15条第1項の規定による変更の承認を含む。)を受けた同法第14条第1項の企業立地計画(改正法附則第3条第2項の規定に基づきなお従前の例により変更の承認を受けたものを含む。)及び改正法附則第3条第1項の規定に基づきなお従前の例により承認を受けた企業立地計画(同条第2項の規定に基づきなお従前の例により変更の承認を受けたものを含む。)に従ってこの条例による改正前の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条に規定する固定資産税の課税免除に関する条例によりされた固定資産税の課税免除については、なお従前の例による。